

三豊市農業委員会 9 月定例総会議事録

令和 5 年 9 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 9 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1・3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 7 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 4 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 和雄	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	ー
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	○
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

7 番	近田 典章	○	1 1 番	羽野 正信	○	2 7 番	安藤 敬司	○
3 5 番	嶋田 誠	ー	4 7 番	十河 隆司	ー	5 3 番	増田 幸司	○
6 8 番	小笠原 巧	ー						

2. 署名委員

1 2 番 前谷 晃年
1 8 番 石原 剛

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局次長 大井 要平
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 非農地通知の件について
議案第 7 号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会9月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。お彼岸の時期になりましたが、まだ気温が30度を超える日が続いております。今まででは考えられない気候の中、皆さんも作業をされていることと思います。さて、皆さんにお伝えしておきたいことがあります。今年から下限面積要件や3年3作の要件が廃止され、農地取得の要件が緩和されました。そういったことから、今後外国の方による農地の取得の増加も想定されます。香川県でもこのような事例を聞いておりますので、そういった情報を耳にした時には、農業委員会事務局までご連絡をお願いいたします。また、稲刈りも終わりに近づきつつある中、秋野菜の植え付け等も進んでおりますけれども、今までにない暑さの中での作業になりますので、気を付けて作業にあたってくださいと思います。本日の案件は多くありませんが、皆さんにご協力いただき、スムーズに議事進行が行えますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号9番 大橋正幸 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会9月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号12番 前谷 晃年 委員、議席番号18番 石原 剛 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号13号を朗読 〕

以上13件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号13号の13件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号2号を朗読 〕

以上2件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の2件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。6ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号11号を朗読 〕

以上11件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会で、申請地は譲受人宅の近くにあり、譲受人が申請地を購入し、自宅周辺の農地を自己所有にしたいと希望したことから、今回の申請となりました。周辺農地への影響も問題ありません。ご審議よろしくようお願いいたします。

12番 番号2号について説明します。申請地はパイプ配管がされておらず、池の水を引いて管理をしなければならない農地です。地元水利からは、そういった管理を含め、よろしくようお願いいたしますとのことでした。ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

14番 番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会で、近所に住んでおります。譲受人は水稻を耕作しており、申請地でも水稻を作付けする予定です。現地を確認したところ雑草が生えていましたが、整地をすればいつでも作付けができそうです。

番号4号について説明します。譲受人は、水稻やブロッコリー、自己消費の野菜を栽培しております。申請地はいつでも整地ができる状態です。

番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は親族で、申請地は今まで譲受人が借りて耕作しており、譲受人の土地と地続きということで今回の申請となりました。譲受人は専業農家で、水稻やアスパラガス、タマネギ、枝豆等を栽培しております。

番号6号について説明します。申請地は譲受人の土地の地続きとなっています。譲受人はタマネギ、ニンニク、ハウスでのアスパラガス、水稻を作付けしております。現在申請地では何も作付けされておりましたが、今後アスパラガスを作付けする予定です。

番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は知人同士です。譲受人は専業農家で、水稻とレモンを栽培しております。申請地は花崗土が敷かれて、作物が栽培できる状況になっています。

番号8号について説明します。譲受人は現在経営面積がありませんが、申請地では自家用野菜を栽培する予定です。

周辺農地や水利等も問題ないと思われしますので、ご審議よろしく願いいたします。

20番 番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は県外在住であり、申請地は数年前から譲受人が耕作していました。この度譲渡人から譲受人に買ってほしいと話をしたところ、今回の申請となりました。現地を確認したところ、畑ではかんきつ類が植えられ、田では野菜を中心とした家庭菜園となっていました。

番号10号について説明します。譲渡人は体調不良により耕作ができなくなったため、隣で花の栽培を行っている譲受人に買ってほしいと話をしたところ、売買が成立しました。現地を確認したところ、すでに花が植えられております。

以上、水利関係、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

1番 番号11号について説明します。申請地は神社の所有で何も作付けされておらず、近隣住民で保安全管理を行っていました。しかし管理が難しくなってきたことから、近所に住む譲受人に話をしたところ、今回の申請となりました。譲受人は普段から農業に従事しており、問題なく農地を管理できると思います。水利関係、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号11号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号11号の11件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。9ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号4号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号4号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号2号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、拡張に係る部分の敷地面積である45㎡が、既存施設の敷地面積である780.59㎡の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当します。その他はすべて第2種農地であります。

以上4件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われしますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

20番 番号4号について説明します。申請人は民泊を営んでおり、申請地は宿泊施設の隣の土地で、駐車場を設置するための申請です。現地は草が生えておりますが、周辺に農地もなく問題ないと思われそうです。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。11ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号13号について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号13号の13件につきまして、ご説明いたします。

[議案第5号 番号1号から番号13号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号11は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、この案件は住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあたり、不許可の例外に該当します。また、番号12は、三豊市財田支所から300m以内に位置しており、第3種農地に該当します。その他は全て第2種農地です。

以上13件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

7番

番号1号について説明します。譲受人は土木機械等の修理等を行っており、市内に作業場を持っています。現在の作業場が手狭になったため、新しい場所を探していたところ、不動産会社の紹介で申請地を購入することとなったものです。現地を確認したところ、何も耕作されていません。水利や周辺農地への影響もないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

19番

番号9号について説明します。こちらの申請については、貸人が申請地にビニールハウスを設置するため、整地を行う目的で転用を行うものです。申請地では、今後熱帯作物の畑を整地する予定です。周辺農地等の影響もなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

20番

番号11号について説明します。こちらにつきましては、バーベキュー施設の設置を希望する譲受人と、申請地の売買を希望していた譲渡人との間で話がまとまったものです。周辺に農地もなく問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

1番

番号12号について説明します。申請地に隣接しているこども園ですが、老朽化が進んでいるため改装が必要となりました。その工事のために、申請地を借りて進入路や資材置場としたいということで、今回の申請となりました。工事終了後は元の農地に戻るということで、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

21番

番号13号について説明します。こちらについては、譲受人が事業のため申請地近くの宅地を購入し、それに伴い申請地を駐車場とするための申請です。近隣住民、農地等問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同

[なしの声あり]

議長

ないようですので議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同

[異議なしの声あり]

議長

異議なしと認めまます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号の13件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第6号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めまます。

事務局

議案第6号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第6号 番号1号から番号3号を朗読]

よろしくご審議の程、お願ひ申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

11番

番号1号と番号2号はほぼ同じ場所にありますので、一括して説明させていただきます。こちらにつきましては、申請地に入る道がすでに草木に覆われており、どこから入っていいのか分からない状態で、いずれの申請地も山林化しております。今後も農地として復旧することは困難と思われまますので、非農地通知が妥当かと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

17番

番号3号について説明いたします。申請地は長期間耕作されておらず、自然かい廃し、山林化しております。進入路も分からない状態で、近くから見たところ農地として復旧することは困難と思われまますので、非農地通知が妥当かと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

一同

[なしの声あり]

議長

ないようですので、議案第6号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一同

[異議なしの声あり]

議長

異議なしと認めまます。よって議案第6号「非農地通知の件について」番号1号から番号3号の3件につきましては対象地を農地法第2条第1項

に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。18ページから44ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数52件、面積6.5ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては45ページから55ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は20件であり、面積は3.9ヘクタールとなっております。以上利用権の設定計72件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一同

[なしの声あり]

議長

ないようですので、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同

[異議なしの声あり]

議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」は72件すべて適当と認め決定といたします。
本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について（通知）
2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）
3. 令和5年度赤い羽根共同募金（バッジ募金）協力をお願い
4. その他

(1) 10月定例総会について

日時 令和5年10月20日（金）午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
10月10日（金）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町：岡根 譲	豊中町：安藤 弘
		詫間町：石原 剛	仁尾町：組橋 進

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
9月25日（月） 午前10時～	三豊市農業委員会地区推進委員会 （タブレット操作研修）	危機管理センター2階 201・202会議室
10月13日（金） 午後7時～	三豊市農業委員会地区推進委員会	危機管理センター2階 201・202会議室

(4) 配布物

- ・令和5年度版 農家相談の手引
- ・農政情報（No.387）

閉会 【午後2時50分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____